

## 滋賀県新型インフルエンザ対策本部会議

日 時 平成21年8月31日(月)  
8:50(予定)～9:05  
※県政経営会議終了後  
場 所 本館三階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 新型インフルエンザ発生状況

(2) 新型インフルエンザ患者(疑うを含む)発生時における学校・保育施設等の臨時休業基準について

### 3 閉 会

#### 《資料》

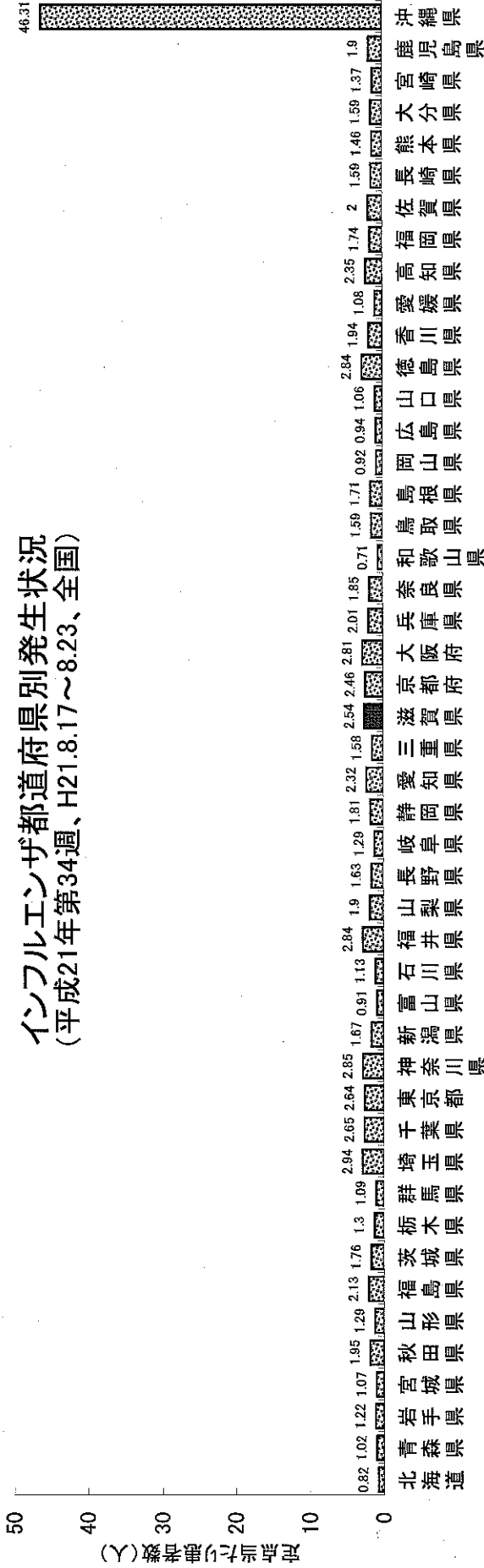
資料1 インフルエンザ都道府県別発生状況

資料2 新型インフルエンザ患者(疑うを含む)発生時における学校・保育施設等の臨時休業基準について(案)

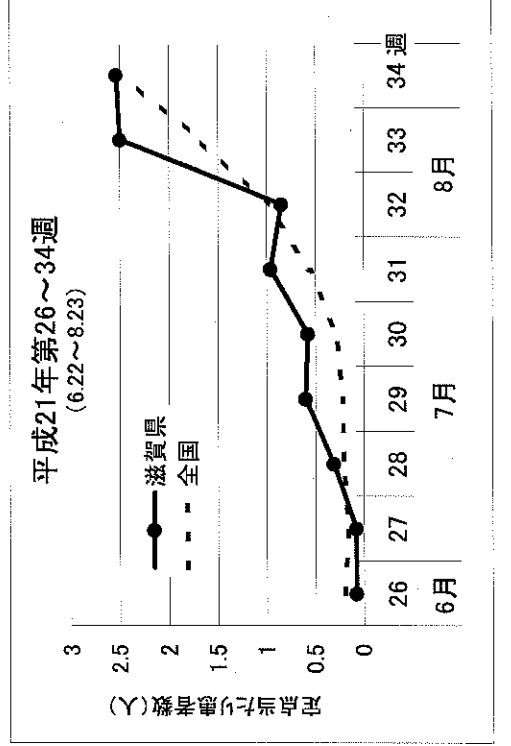
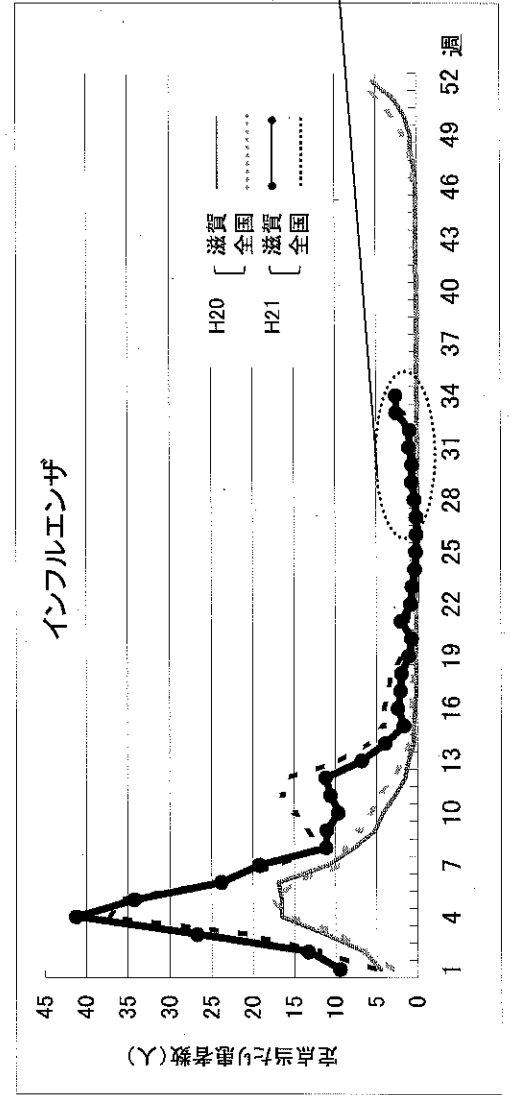
資料3 社会福祉施設における新型インフルエンザ(A/H1N1)集団発生時の対応の流れ

# インフルエンザ都道府県別発生状況

## インフルエンザ都道府県別発生状況 (平成21年第34週、H21.8.17～8.23、全国)



## インフルエンザ週別発生状況(平成21年第34週、H21.8.17～8.23)



## 7月23日までに新型インフルエンザ確定患者数(全数把握実施分)

### 1 確定患者数109名(男性71名、女性38名)

年齢階級別: 0~9歳: 4名(3.7%)、10~19歳: 70名(64.2%)、20~29歳: 18名(16.5%)、30~39歳: 9名(8.3%)、40~49歳: 5名(4.6%)、50歳~59歳: 1名(0.9%)、60歳以上: 2名(1.8%)

## 7月24日以降保健所において新型インフルエンザ集団発生と確認した団体

### 1 発生状況(8月26日現在)

No.	管轄保健所	属性の所在地	属性	確認時期
集団1	甲賀	甲賀市	保育園	7/24~7/26
集団2	東近江	近江八幡市	高等学校	7/27~8/2
集団3	東近江	東近江市	中学校	
集団4	東近江	蒲生郡	中学校	
集団5	大津市	大津市	学童保育	8/3~8/9
集団6	大津市	大津市	小学校	
集団7	草津	草津市	学童保育	
集団8	草津	草津市	保育所	
集団9	大津市	大津市	サークル	8/10~8/16
集団10	草津	草津市	学童保育	8/17~8/20
集団11	大津市	大津市	大学	
集団12	長浜	伊香郡	社会福祉施設	
集団13	東近江	近江八幡市	高等学校	
集団14	大津市	大津市	大学	
集団15	大津市	大津市	高等学校	
集団16	大津市	大津市	学習塾	
集団17	東近江	東近江市	公務員	
集団18	犬上郡	彦根市	事業所	
集団19	高島	県外	中学校	
集団20	大津市	大津市	高等学校	8/24~
集団21	彦根	彦根市	保育園	
集団22	長浜	米原市	保育園	
集団23	大津市	大津市	学習塾	
集団24	大津市	大津市	小学校	

### 2 確定患者数ならびに疑似症患者数

確定患者数23名 疑似症患者数86名

(厚生労働省サーベイランスシステムに8月26日時点で各保健所が入力した情報に基づく)

注1: 県内保健所が「新型インフルエンザによる集団発生」と判断したのは、10名以上の規模の団体において、インフルエンザ様症状を有する者を7日以内に2名以上確認し、その団体から1名程度確認検査(PCR)にて新型インフルエンザを確認した場合とする。

### 3 国におけるインフルエンザクラスターサーベイランスの発生件数(8月25日現在)

○集団感染の累積発生件数: 2,522件

○臨時休業要請を実施した施設総数: 302件

○感染症第12条に基づく届出

累積確定患者数: 1,837件

累積疑似症患者数: 5,641件

## 7月24日以降入院サーベランスの実施状況について

### 1 発生状況(8月25日現在)

6名(全て退院しており重症者はいない)

### 2 国おける新型インフルエンザでの入院患者数の概要

	8月25日までに入院した 患者の累計数 <sup>※</sup> 人数 <sup>※※</sup>
入院した患者数	427人
<b>年齢</b>	
5歳未満	70人
5～19歳	249人
20～39歳	36人
40～59歳	28人
60歳以上	44人
<b>性別</b>	
男性	241人
女性	186人
<b>基礎疾患を有する者等（一部重複有り）</b>	
妊婦	3人
慢性呼吸器疾患（喘息等）	95人
慢性心疾患	6人
代謝性疾患（糖尿病等）	16人
腎機能障害	11人
免疫機能不全（ステロイド全身投与等）	3人
その他	76人
<b>急性脳症・人工呼吸器利用<sup>※※※</sup>（一部重複有り）</b>	
急性脳症（インフルエンザ脳症、ライ症候群等）	8人
人工呼吸器の利用	20人
<b>患者の状態（8月25日時点）</b>	
集中治療室に入院中（人工呼吸器の利用あり）	12人
同上（人工呼吸器の利用なし）	4人
集中治療室以外に入院中（人工呼吸器の利用あり）	1人
同上（人工呼吸器の利用なし）	99人
退院（転院を含む）	300人
死亡	3人
不明	8人

※7月28日時点で入院中の患者または7月29日以降に入院した患者の累計数

※※8月19日以前に入院したが8月19日以降に報告された症例を含む

※※※入院中に一時期でも急性脳症に罹患又は、人工呼吸器の利用した患者の数

新型インフルエンザ患者（疑いを含む）発生時における  
学校・保育施設等の臨時休業基準について（案）

《考え方(定義)》

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改訂版)  
(平成 21 年6月 19 日:厚生労働省通知)抜粋

学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じて臨時休業を要請する。

なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。

大学に対しては、都道府県等は、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。

《9月以降の臨時休業基準の考え方》

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での対応】

(公立学校)

1 出席停止について

(1) 対象者

- ア 新型インフルエンザ感染者
- イ 新型インフルエンザの感染の疑いのある者
- ウ 家族等同居者が、新型インフルエンザの感染者となったことに伴い、濃厚接触者として、保健所等から外出自粛等の要請があった者で症状のある者
- エ 新型インフルエンザの感染者が、同一集団（同一学級または部活動単位等）において発生したことに伴い、濃厚接触者として、保健所等から外出自粛の要請があった者で症状のある者
- オ 校園長が校園医等と協議して、これに準ずると認められる者

(2) 出席停止の期間 7日間程度（ただし、校園医等の指示による）

2 臨時休業について

(1) 臨時休業の措置基準

- ① 学級閉鎖措置  
クラス内で新型インフルエンザ感染者が約10～15%に達したとき
- ② 学年閉鎖措置  
学年内において、2学級以上に学級閉鎖措置を講じたとき
- ③ 学校の休校措置  
学校内において、新型インフルエンザがまん延するおそれがあると判断される  
とき
- ④ その他  
保健部局等の要請により、①～③の休業措置を講じることがある

(2) 休業の期間 4～7日間程度

(3) 留意点

- ① 患者の発生状況や個別の病状、健康状況、さらに、学校園の個別の実情を踏まえ対応すること
- ② 校園長は、学校園医、保健所等と相談するとともに、設置者と協議して決定すること

3 臨時休業措置等に際しての生徒等への指導事項等

- ① 臨時休業措置等の意義について、児童生徒や保護者に十分周知するとともに、児童生徒等の健康状態の調査を継続し、必要に応じてスポーツ健康課へ報告すること
- ② 本人や家族等同居者が新型インフルエンザに罹患したと疑われる時は、速やかに学校へ連絡するよう指導するとともに、連絡を受けた学校は、スポーツ健康課へ報告をすること
- ③ 臨時休業措置等の期間中は、自宅での生活を基本とする。その際、感染予防対策を励行するとともに、不要不急の外出を避けるように指示をすること

(私立学校)

公立学校の基準を参考に、各私立学校等設置者において適切な基準を定められるよう要請する。

【保育施設等（認可保育所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館等）での対応】

1 臨時休業について

(1) 臨時休業の措置基準

- ① 組（クラス）の閉鎖措置  
組（クラス）内で新型インフルエンザ感染者が約10～15%に達したとき
- ② 施設の休業措置  
施設内において、新型インフルエンザがまん延するおそれがあると判断される  
とき
- ③ その他  
県等の要請により、①～②の休業措置を講じることがある

(2) 休業の期間 4～7日間程度

(3) 留意点

- ① 患者の発生状況や個別の病状、健康状況、さらに、施設の個別の事情を踏まえて対応すること
- ② 市町（または設置者）は、保健所等と相談するとともに、県（または市町）と協議して決定すること

2 臨時休業措置等に際しての保護者等への指導事項等

- ① 臨時休業措置等の意義について、十分保護者等に周知するとともに、子ども等の健康状態の調査を継続すること

- ② 本人や家族等同居者が新型インフルエンザに罹患したと疑われる時は、速やかに施設へ連絡するよう指導すること
- ③ 臨時休業措置等の期間中は、自宅での生活を基本とする。その際、感染予防対策を励行するとともに、不要不急の外出を避けるように指示すること
- ④ 臨時休業措置等の期間中も、家庭等の都合により、やむを得ず保育サービスが必要となる場合には、新型インフルエンザ感染の疑いのない子どもに限り、施設内感染の予防を十分に行った上で保育するなど、特段の配慮をすること
- ⑤ 臨時休業措置等により、育児のために勤務を休まざるを得なくなった従業員に対する事業者の配慮が行われるよう、利用者への休業証明書の発行などの対応をすること

#### 【通所施設での対応】

一律の基準を設けての休業は実施しない。ただし、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が多数いる場合や急激な感染拡大が予見される場合などは、施設管理者において適切な感染拡大防止のための対策を講じる。

#### 【訪問系事業所での対応】

感染防止策を徹底しながらサービス提供を継続する。

#### 【入所サービスを行う施設での対応】

感染防止策を徹底しながらサービス提供を継続する。必要に応じて個室に移す、決められた部屋に感染者を集めるなどし、他の入居者への感染拡大防止に努める。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ(H1N1)集団発生時の対応の流れ

